

春日部市規則第43号

春日部市建設工事等入札審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 23 日

春日部市長

岩谷 一弘

## 春日部市建設工事等入札審査委員会規則の一部を改正する規則

春日部市建設工事等入札審査委員会規則（平成17年規則第127号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(小委員会の委員)</p> <p>第4条</p> <p>総務部長、<u>総務部参事</u>、政策企画課長、公共施設事業調整課長、廃棄物対策課長、農業振興課長、道路建設課長、河川課長、公園緑地課長、まちづくり推進課長、鉄道高架推進課長、施設管理課長、工務課長、教育施設課長</p> <p>3 小委員会の副委員長は、<u>総務部参事</u>をもってこれに充てる。</p>	<p>(小委員会の委員)</p> <p>第4条</p> <p>総務部長、<u>総務部次長</u>、政策企画課長、公共施設事業調整課長、廃棄物対策課長、農業振興課長、道路建設課長、河川課長、公園緑地課長、まちづくり推進課長、鉄道高架推進課長、施設管理課長、工務課長、教育施設課長</p> <p>3 小委員会の副委員長は、<u>総務部次長</u>をもってこれに充てる。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。